

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、観光事業の健全なる伸展を目的に組織されている一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協会の運営に要する経費のうち、別表左欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、別表左欄に掲げる補助対象経費の区分ごとに、同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第6条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月7日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象経費	補助率
人件費	10 / 10
事業費、施設管理費及び広告宣伝費	10 / 10
事務費	1 / 3
備考	
1 「人件費」は、会長、専務理事、事務局職員、観光案内所職員、気高町観光センター職員（11人分以内）の経費とする。	
2 「事業費」及び「施設管理費」は、委託を受けて実施するものに係る経費を除く。	
3 「事務費」は、消耗品費、光熱費及び通信費に限る。	